

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 8 2 号
件 名	太陽光発電の保守点検の義務化などについて
要 旨	<p>元日に発生した地震は、天災が時を選ばせない現実と災害に対する備えの重要性を改めて思い起こさせました。行政は電気事業法を全く理解していない。なぜ必要なのか。太陽光パネルの点検が義務化になりました。点検の報告資料は、業者が国に提出。業者から提出された資料を新潟市は求めない、不要と言う。経済産業省の省令だから無視、放置してもいいと言う。なぜ業者から資料を求めないのか。新潟市が設置、管理している太陽光パネルの点検業務は、業者が国に提出している資料と違うのか。本当は点検をしていないのではないか。問題は、点検の義務化さえ知らない課があるということで、これでは新潟市は危険です。</p> <p>一般住宅、企業も保守点検をしていないと、火災、台風などの災害時に、建物損壊やけがの治療費などの賠償責任が発生したり、ペナルティーもあつたりします。負担を少しでも小額にするためにも、電気事業法を市と業者は共有すべき。いつまでも国の省令だからと無視、放置、何もしない、求めないでは、設置者がかわいそう。省令に沿った市の規則、要綱が必要です。</p> <p>次に、沼垂メガソーラー（液状化地域で新潟地震では重油が流出）について、ENEOSは、電気事業法に基づく資料提出は経済産業省のみで、保守点検の明細は新潟市から依頼されていないから提出していない。市は業者がどこを修正、入替えしたのか、何も知らなくていいと言う、求めないと言う。危険、怖い。これが常識でしょうか。</p> <p style="text-align: right;">（次頁につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	<p style="text-align: center;">第 1 項           } 環境建設常任委員会           } 第 7 項</p> <p>令和 6 年 9 月 13 日</p>
受 理	令和 6 年 9 月 2 日 第 268 号

E N E O S の当該施設は、周囲が住宅地なのに、何と津波対策、液状化対策、火災対策をしていないという文書をもらいました。もうすぐ通電が開始、受理した責任はあります。公害防止協定も市と業者の二者でいいというルールがあるが、改めるべき。沿線住民、有識者、一般市民、関係団体（業者）の意見を聞くべきだった。さらに、なぜ環境部が窓口で受理したのか。土木、建築、防災、区、警察、消防が同じテーブルで協議してほしかった。環境部では、窓口は無理。公害防止協定は、一般閲覧しないで拒否、情報公開されないと開示しない。E N E O S のペースで進んでいる。安全が最優先なのに、レベルが低過ぎる。近年、国も協力して2つの保安規定が作成された。もう通電の開始が近いですが、ほぼ工事が終了しています。よって、特段の御配慮を承りたく、重ねて下記の陳情を申し上げます。

#### 記

- 1 業者から国に送付された保守点検資料を、各施設の所管課は業者に求めること。
- 2 一般住宅、企業にも、保守点検にはペナルティーがあることを公表すること。
- 3 市の施設で保守点検の義務化を知らない施設があることを共有すること。
- 4 ソーラーパネルを設置するときは、業者のペースに乗らないで、安心安全を最優先すること。
- 5 市の規則を作成するときは、国・県・裁判資料等を確認して、随時見直しすること。
- 6 メガソーラーの申請書を受理するときは、各部局より応援をもらって協議すること。
- 7 メガソーラー沼垂は、安全対策が未実施だから、災害発生時の責任は新潟市が負うこと。